

令和7年度 第1回 香川地方労働審議会

～令和7年度行政運営の状況と今後の取組～

日時：令和7年11月19日（水） 15時～17時

場所：アイホール（高松市サンポート3-33）

厚生労働省 香川労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第2 企業の人材確保に向けた支援

1 中小企業等に対する人材確保の支援	4
2 非正規雇用労働者への支援	6
3 リ・スキリングによる能力向上支援、ジョブ型人事の導入	7
4 成長分野等への労働移動の円滑化	10
5 多様な人材の活躍促進	11
6 女性活躍推進に向けた取組促進等	15
7 総合的なハラスメントの防止対策の推進	17
8 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進	19
9 安全で健康に働くことができる環境づくり	22
10 フリーランス等の就業環境の整備	29

ひと、くらし、みらいのために



第3 賃金の引上げに向けた支援

1 事業内最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の 生産性向上に向けた支援の強化	30
2 最低賃金制度の適切な運営	31
3 同一労働同一賃金の遵守の徹底	32
4 賃上げの原資確保に向けた取組	33

第2 企業の人材確保に向けた支援

1 中小企業等に対する人材確保の支援

(1) ハローワークにおける求人充足サービスの充実

- 求人者マイページを活用したオンラインでの求人受理を進めるとともに、求人者に対する求人条件緩和や魅力ある求人票作成の支援、事業所情報の収集をきめ細かく行うなど求人充足に向けたサービスを実施

<これまで（今年度上期）の取組>

- ・事業所訪問により得た写真や情報を事業所訪問レポートとしてハローワーク内に掲示するほか、事業所情報セミナーの開催やコミュニケーションアプリ（LINE）を活用した求職者へのPRを拡充【①】
- ・求人条件緩和や魅力ある求人票作成の支援のため、求人者向けのセミナーを実施
- ・ハローワーク高松において、地域経済を支える主要産業として「製造業」、「卸売・小売業」「宿泊・飲食サービス業」の3分野を対象に充足支援を行う課題解決チーム（人材マッチングサポートチーム）を新たに設置し、きめ細かな人材確保コンサルティングなどを実施【②】【③】

【上半期 求人充足数 6,700件】（前年度上半期：7,179件）

<今後の取組>

- ・上期に引き続き、事業所訪問による情報収集、求人条件緩和や魅力ある求人票作成等の求人充足に向けたサービスを積極的に実施
- ・人材マッチングサポートチームについては、人材確保コンサルティングによる求人充足に重点を置きつつ、近隣ハローワークとも連携し県内の求人充足支援のパフォーマンスを向上【求人充足率の年度目標：17.0%】

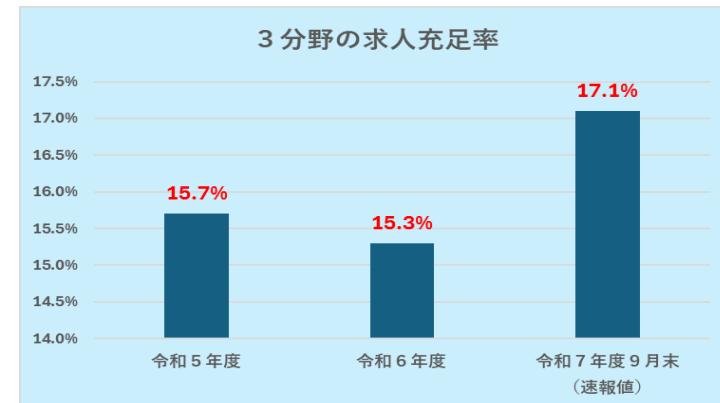
【①】事業所訪問レポート



【②】人材マッチングサポートコーナー



【③】ハローワーク高松における「製造」「卸売・小売業」「宿泊・飲食サービス業」3分野の求人充足率



第2 企業の人材確保に向けた支援

1 中小企業等に対する人材確保の支援

（2）人材確保対策コーナー等における人材確保支援

- 雇用吸収力の高い分野（医療・介護・保育・建設・運輸・警備分野）へのマッチング支援を強化するため、ハローワーク高松の「人材確保対策コーナー」を中心に、積極的な潜在求職者の掘り起こし、職業相談及び求人者に対する求人充足サービスを重点的に実施
- 各分野の関係団体及び地方公共団体との連携強化を図るため、「香川県人材確保対策推進協議会」（以下「人材確保協議会」という。）を開催し、関係団体同士のネットワークの構築と連携した人材確保に資する取組を協議

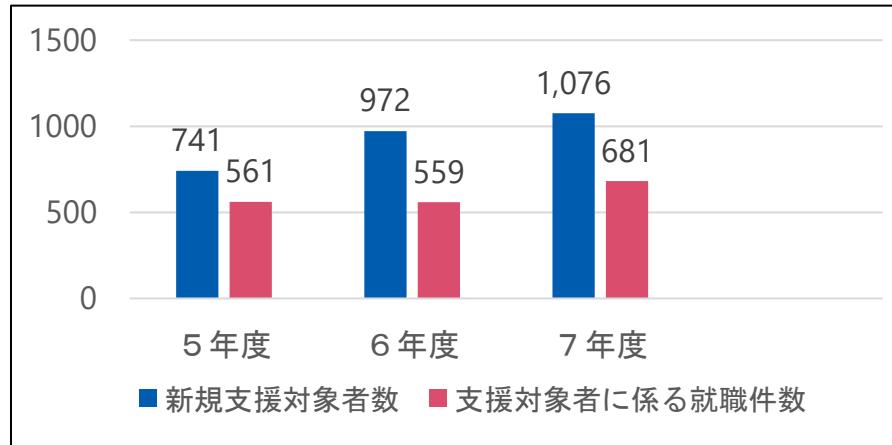
＜これまで（今年度上期）の取組＞

- ・人材確保対策コーナーにおいて、雇用吸収力の高い分野にかかる支援対象求人及び求職者に対する重点的なマッチング支援を実施【①】
- ・人材確保協議会について、6月（医療・介護・保育分野）と9月（建設・警備・運輸分野）に開催し、関係団体等と連携したセミナーなどの取組計画を策定するとともに、計画に沿った取組みを実施【②】

＜今後の取組＞

- ・下期においても、人材確保対策コーナーにおける重点的なマッチング支援を継続するとともに、人材確保協議会において作成した取組計画により関係団体と連携したセミナー、合同就職面接会等のマッチングイベントを着実に実施

【①】人材確保対策コーナー実施状況（9月末現在）



【②】関係団体等と連携した人材確保のイベント（一例）



(1) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

- 非正規雇用労働者の処遇改善や正社員（多様な正社員を含む）への転換に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「年収の壁・支援強化パッケージ」として、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするために新設した「社会保険適用時処遇改善コース」のほか、「正社員化コース」、「賃金規定等改定コース」をはじめとした各コースの周知、活用勧奨を実施
- 「香川働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口やコンサルティング、セミナーの実施などと連携し、非正規雇用労働者の処遇改善や短時間正社員制度の導入等に向けたきめ細かな支援を実施
- 「多様な働き方の実現応援サイト」に掲載されている好事例の事業主及び労働者に対する周知により、非正規雇用労働者の処遇改善に係る事業主の取組機運を醸成

＜これまで（今年度上期）の取組＞

- ・報告徴収、説明会等においてキャリアアップ助成金を周知し、助成金の支給を通じ非正規雇用労働者の処遇改善等を支援 【①】
- ・企業担当者が集まる説明会等において、香川働き方改革推進支援センターによる支援を周知し、利用を勧奨 【②】

＜今後の取組＞

- ・引き続き、局、署所が一体となり、労働局の支援策にかかる広報を展開

【①】キャリアアップ助成金申請件数

コース名	令和6年度	令和6年度 上半期	令和7年度 上半期
正社員化コース	410件	158件	352件
障害者正社員化コース	2件	1件	2件
賃金規定等改定コース	25件	16件	19件
賃金規定等共通化コース	1件	0件	0件
賞与・退職金制度導入コース	11件	6件	6件
社会保険適用時処遇改善コース (令和8年3月31日まで)	53件	19件	33件
短時間労働者労働時間延長支援コース (令和7年7月1日新設)	—	—	13件

【②】働き方改革推進支援センター事業の活動状況（9月末現在）

実施内容	実施件数
相談（来所・電話・メール）	255件
コンサルティング (オンラインを含む)	171件
セミナーの開催	10件

第2 企業の人材確保に向けた支援

3 リ・スキリングによる能力向上支援・ジョブ型人事の導入

(1) 教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

(2) 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充

- 本年10月に施行された、雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に訓練期間中の生活費を支援する教育訓練休暇給付金や、雇用保険被保険者以外の者に対して教育訓練費用と生活費を融資する新たな融資制度（リ・スキリング等教育訓練支援融資）を周知
- 労働者の主体的なリ・スキリングによる能力向上支援の充実に向け、企業や学校に対する支援拠点として、高松市に「キャリア形成・リスキリング支援センター」を設置するとともに、県内全てのハローワークにも専門の相談コーナーを設置し、リ・スキリングに取り組む方へのジョブ・カード作成支援及び労働市場や職業・教育訓練等に関する情報を活用したキャリアコンサルティングを実施

＜これまで（今年度上期）の取組＞

- ・各種教育訓練給付金制度や新たな融資制度について、関係団体への周知依頼、制度概要等のHP掲載及び各安定所で周知・広報を実施
- ・キャリアコンサルティング相談件数：814件 ジョブ・カード作成件数：940件 ジョブ・カード作成支援セミナー開催回数：51回（9月末現在）
- ・40代後半以降の中高年齢層を対象としたセミナー「中高年齢労働者の経験交流・キャリアプラン塾」への参加勧奨

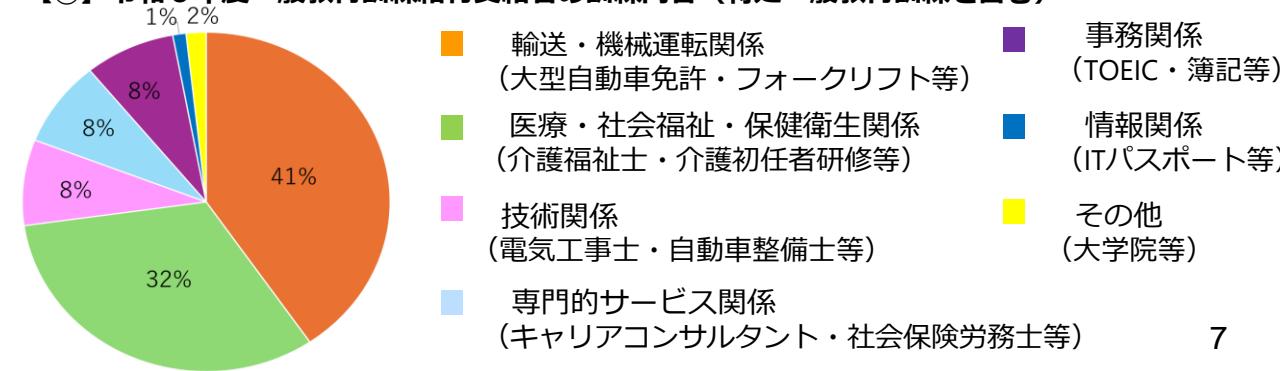
＜今後の取組＞

- ・引き続き、教育訓練給付制度と新たに施行された「教育訓練休暇給付金」及び「リ・スキリング等教育訓練支援融資」について局、所一体となっての広報・周知を展開
- ・引き続き、局、所、キャリア形成・リスキリング支援センターが一体となり上期の取組を実施するとともに、労働者の主体的なキャリア形成及びリスキリングを促進するためのキャリアコンサルティングを推進

【①】教育訓練給付金受給者数の推移

	令和5年度	令和6年度
一般教育訓練	534人	511人
専門実践教育訓練	280人	269人
特定一般教育訓練	6人	27人

【②】令和6年度一般教育訓練給付受給者の訓練内容（特定一般教育訓練を含む）



第2 企業の人材確保に向けた支援

3 リ・スキリングによる能力向上支援・ジョブ型人事の導入

(3) 求職者支援制度の活用促進

(4) 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援

- 求職者支援制度の活用促進と訓練受講者の就職率の向上を図り、雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職を促進【①】
- 訓練受講者の状況に応じた効果的な就職支援によるマッチング機能の向上に係る取組を積極的に推進
- デジタル推進人材が質・量ともに不足し、都市圏への偏在といった課題を解決するため、職業訓練におけるデジタル分野の拡大を推進

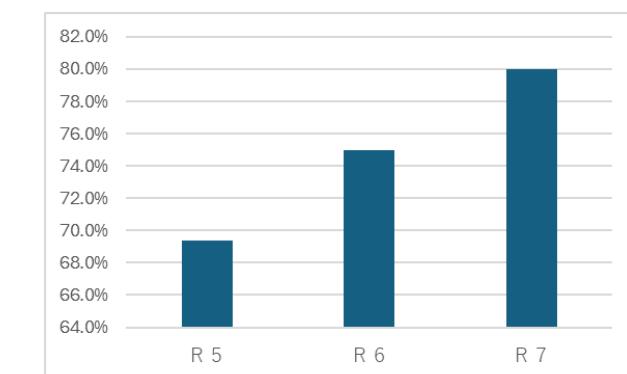
<これまで（今年度上期）の取組>

- ・ホームページ、SNS等による求職者支援制度の周知広報を実施するとともに、求職者へ適切な受講あっせんを実施【②】
- ・訓練受講者の早期就職を促進するために、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援を実施するとともに、訓練修了生歓迎求人の開拓に新たに取り組み、支援を強化【③】
- ・デジタル分野の資格取得や、企業実習付コースへの訓練委託費の上乗せ措置に加え「DX推進スキル標準」に対応したコースに対する委託費の上乗せ措置を周知し、関係機関と連携した訓練実施機関へのコース設定を勧奨
- ・求職者に対する訓練実施機関によるデジタル分野コース説明会をオンラインにて開催【④】

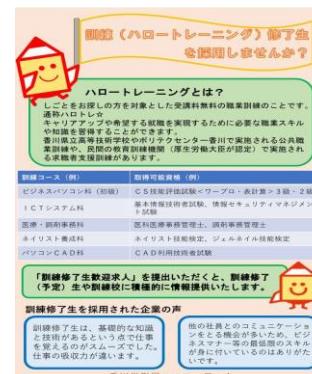
<今後の取組>

- ・引き続き、求職者支援制度の周知・広報の実施等による雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職のための支援を実施
- ・令和7年度第1回香川地域職業能力開発促進協議会を開催し、経済団体や関係機関と連携するとともに地域訓練ニーズを踏まえた適切な職業訓練機会の確保等について協議（11月28日）

【①】求職者支援制度リーフレット



【②】IT分野の訓練コース充足率（同期比較、8月末現在）



【③】訓練修了生歓迎求人リーフレット



第2 企業の人才確保に向けた支援 3 リ・スキリングによる能力向上支援・ジョブ型人事の導入

（5）人材開発支援助成金による人材育成の推進

- 企業内での人材育成を支援する人材開発支援助成金「人への投資促進コース」「事業展開等リスクリング支援コース」について、労働局、ハローワークにおいて事業所への活用奨励を実施

＜これまで（今年度上期）の取組＞

- ・窓口でのリーフレットの手交や事業所訪問に加え、企業説明会、就職面接会に参加している企業のブースを訪問し、活用勧奨を実施【①】
 - ・社会保険労務十会主催の年度更新説明会に出席し、社会保険労務十会会員に対して事業所への周知依頼を実施

【上半期 人材開発支援助成金の計画届受理件数 191件（前年度比127件増、9月末現在）】②

＜今後の取組＞

- ・引き続き、労働局、ハローワークにて人材開発支援助成金の活用勧奨に取り組み、人材育成の更なる推進

① 人材開発支援助成金 リーフレット

事業主の皆さま

**人材開発支援助成金
(人への投資促進コース) のご案内**

人材開発支援助成金の制度概要

事業主等が雇用する労働者に対して、事前に作成した計画に沿って職務に即した訓練を実施する場合に、訓練経費と賃金削減額の合計の一部等を助成する制度です。

助成金が支給されるまでの流れは以下のとおりです。

訓練終了後
1ヶ月以内

訓練終了後
3ヶ月以内

訓練終了後
1ヶ月以内

訓練実施後
3ヶ月以内

申請提出

申請実施

支給申請

都道府県個別枠へ

都道府県個別枠へ

▶ 詳細は P.4へ

▶ 詳細は P.2~3へ

▶ 詳細は P.2~3へ

人への投資促進コース

企業における労働者の人材育成を強力に支援するため、国民の皆さまからのご要望をもとに令和4~8年度の訓練助成制度として「人への投資促進コース」による助成を行っています。

「人への投資促進コース」には、以下の4つのメニューがあります。

定 標 準 訓 練

サブスクリプション型の研修
サービスによる訓練の実施

高度デジタル人材訓練
／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材等の
育成ためた訓練の実施

**情報技術分野実証実習
併用講習訓練**

IT分野未経験者の即戦力化
のための訓練の実施

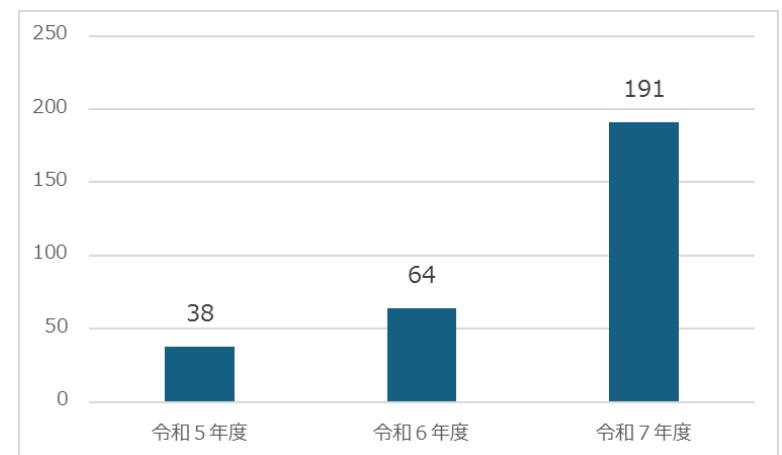
**自家的職業操法
訓練**

労働者が自己負担で実施した
訓練費用を対応

**長時間教育昇級
休職導入制度**

働きながら訓練を受講する
ための休職制度等を導入

② 計画届受理件数（同期比較、9月末現在）



第2 企業の人才確保に向けた支援 4 成長分野等への労働移動の円滑化

（4）地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

（5）都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等の支援

- 地方公共団体の首長と労働局長における「雇用対策協定」の締結により各種雇用対策の実施について連携（令和6年度末現在：香川県、観音寺市、三豊市、東かがわ市及び坂出市と締結済）
 - 東京圏及び大阪圏を中心に、香川県内での就職を希望する方にハローワークの全国ネットワークを活用した職業紹介や生活関連情報の提供等を一体的に行うとともに、求職者の希望を踏まえた効果的な誘導を行い、個人のニーズに応じた支援を実施

＜これまで（今年度上期）の取組＞

- ・国と市が共同で運営する「ふるさとハローワーク」（善通寺市）について、求人情報の提供及び職業相談・職業紹介等の継続実施
 - ・雇用対策協定に基づき、小学生や保護者を対象とした地元企業の認知向上と職業理解を深めるため、「おしごと教室」を開催（観音寺市、坂出市）【③】
 - ・過疎化が進む小豆地域における地域の特性を活かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための取り組みを地域の関係機関とハローワークが協働実施する「島ワークプロジェクト（地域雇用活性化推進事業）」の活動を発展的に再開

＜今後の取組＞

- ・小豆地域（土庄町、小豆島町）と雇用対策協定を新たに締結し、若者の流出など地域課題に対応した取り組みを実施【①】【②】
 - ・香川県主催の移住フェアについては6年ぶりに大阪にて開催予定（11月16日）、職業相談ブースの設置協力を行いさらなる支援を実施

【①】雇用対策協定概要

【②】雇用対策協定締結式



【③】おしごと教室



【④】香川県移住フェアin東京（7月5日）



第2 企業の人材確保に向けた支援

5 多様な人材の活躍促進

(1) 高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等

- 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高齢者の処遇改善を行う企業への支援を実施
- 高年齢者のニーズを踏まえた職業生活の再設計に係る支援や効果的なマッチング支援を実施

＜これまで（今年度上期）の取組＞

- ・ 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、65歳を超える定年引上げ、継続雇用制度の導入等に向け、事業所訪問時やハローワークの窓口にて、リーフレットを配布。
- ・ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構における各種支援（65歳超雇用推進助成金、70歳雇用推進プランナーによる支援、高年齢者雇用アドバイザーによる相談サービス）について、ハローワーク等にて周知を実施するとともに、ハローワーク職員も同行する企業訪問を実施
- ・ 県内4か所のハローワーク（高松・丸亀・坂出・観音寺）に設置する「生涯現役支援窓口」において、高年齢者求職者（概ね60歳以上の者）等を対象に、高年齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計支援や生涯現役支援チームによるマッチング支援を実施【①】【②】

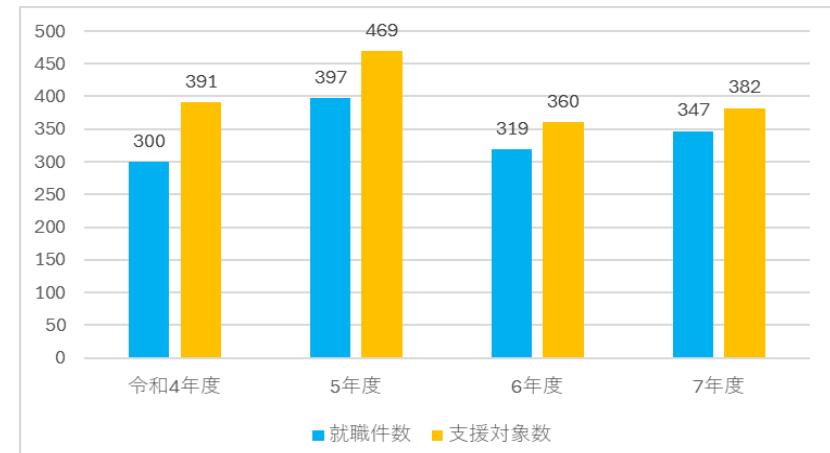
＜今後の取組＞

- ・ 高齢者の活躍に取り組む企業の事例等の展開を図り、働く意欲のある高齢者が活躍できるよう、高齢者雇用施策の周知・啓発を実施
- ・ 引き続き上期同様に、就職面接会やセミナーを開催し、高年齢者のマッチング支援を実施

【①】「65歳超雇用推進助成金」・「生涯現役支援窓口」リーフレット



【②】生涯現役支援窓口での65歳以上の就職支援状況（9月末現在）



第2 企業の人材確保に向けた支援

5 多様な人材の活躍促進

(2) 障害者の就労促進

- 法定雇用率のさらなる引き上げを踏まえた障害者雇用の気運醸成、民間企業への指導・支援の強化
- 中小企業を中心とした障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業への支援

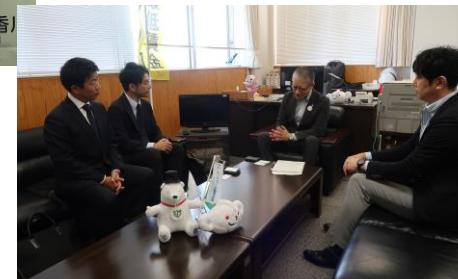
<これまで（今年度上期）の取組>

- 労働局職員や障害者雇用に積極的な企業担当者が、法定雇用率未達成企業等に対し、障害者雇用の進め方やノウハウを紹介する事業主向けワークショップを開催【①】
- 「もにす」認定通知書交付式にあわせて、局長と認定企業による公開対談を実施。取組内容や工夫のポイントを発信することで、障害者雇用のロールモデルとして地域への認知を促進【②】
- ハローワークによる企業訪問を通じ、法定雇用率未達成企業等に対し障害者雇用の必要性や支援制度を説明し、雇用促進を指導・支援

<今後の取組>

- 法定雇用率未達成企業への個別支援を強化するとともに、令和8年7月の雇用率引き上げにより新たに雇用が必要となる事業主をリスト化し、優先支援対象企業への周知を重点的に実施
- あらゆる会議等の機会を活用し、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターとの情報共有を密にするとともに、香川県が今年度開始した障害者雇用・定着支援事業を活用し、関係機関との連携による障害者雇用を促進【③】

【①】事業主向けワークショップ案内 【②】「もにす」認定通知書交付式や局長との対談の様子



【③】障害者の就職件数



第2 企業の人材確保に向けた支援

5 多様な人材の活躍促進

（3）外国人求職者等への就職支援

- 外国人留学生等に対する相談支援の実施
- ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備
- 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施

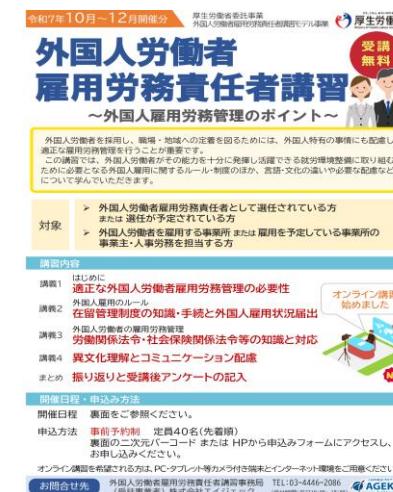
＜これまで（今年度上期）の取組＞

- ・しごとプラザ高松における「留学生コーナー」を中心に、就職準備に向けたガイダンス、説明会・面接会の実施【①】
- ・ハローワーク高松の外国人雇用サービスコーナーに通訳員1名を配置し、職業相談を実施（毎週火曜日：午後、木曜日：午前）
また、ハローワーク高松・丸亀、しごとプラザ高松において「多言語機能音声翻訳機器」の活用
- ・年度当初に「事業所訪問指導に係る計画」を策定し、事業所に対して外国人雇用管理に関する助言・援助等を実施【②】
- ・オンラインでも受講可能となった外国人労働者雇用労務責任者講習の受講勧奨により、外国人労働者の適正な雇用管理を推進【①】

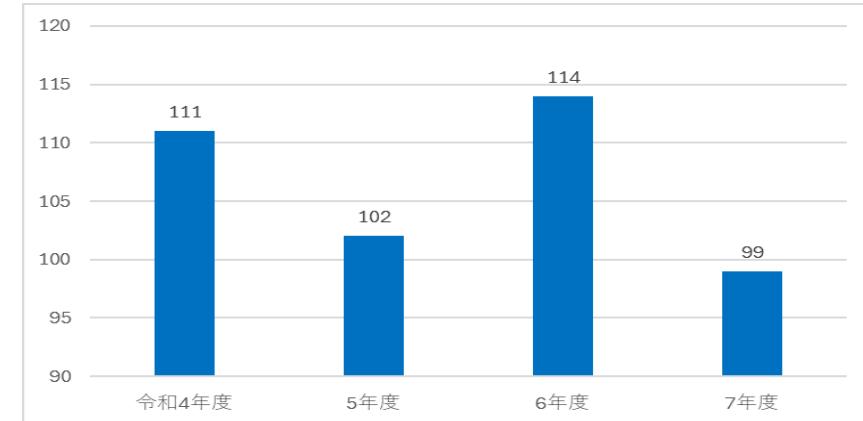
＜今後の取組＞

- ・上期の取組に引き続き、事業所向けの雇用管理セミナーの実施や、事業所訪問による適正な雇用管理状況の確認・改善の助言等を実施

【①】香川労働局独自リーフレット



【②】外国人雇用事業所訪問（指導）実施状況（9月末現在）



第2 企業の人材確保に向けた支援

5 多様な人材の活躍促進

(4) 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

(5) 地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への就労支援

(6) 新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援

- 各ハローワークにおいて、就職氷河期世代を含む中高年層（ミドルシニア）の不安定就労者・無業者を対象として、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイスなど、安定した雇用の実現等に向けた支援を実施【①】
- 県内2か所に設置する地域若者サポートステーションでは、就労に当たって様々な課題を抱える若年無業者や40代・就職氷河期世代の職業的自立に向けた各種プログラムや職場定着のための支援メニューを実施
- 深刻な人手不足を背景に企業の採用意欲は堅調に推移するものの、未就職のまま卒業する学生及び生徒（以下「学生等」という。）や、就職活動に当たり特別な支援を要する新規学卒者等が一定数存在しており、個々のニーズに応じた担当者制によるきめ細かな支援を実施

＜これまで（今年度上期）の取組＞

- ・専門窓口において、地域若者サポートステーションと月1回の連絡会議を実施し、対象者の誘導など支援体制を構築
- ・地域若者サポートステーション登録者に対して、コミュニケーション能力の向上などの支援や職場見学・職場体験による就労支援を実施し、就職後にはメール等による状況確認を行い定着支援を実施
- ・就職を希望する高校3年生とその保護者を対象にした企業説明会について、高松市の会場に加え新たに中西讃地域にも会場を拡充して開催し、高校生へ県内企業の理解を促進【7月開催。事業所85社、194名の生徒らが参加】【②】

＜今後の取組＞

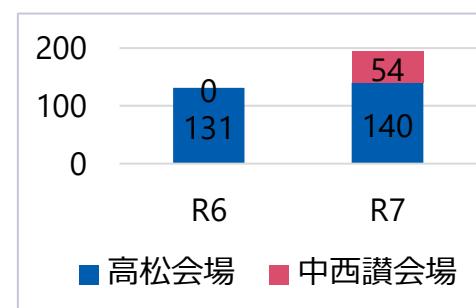
- ・引き続き、地域若者サポートステーションにおいては、個別の支援計画を作成し利用者の個別ニーズを踏まえたプログラムを実施とともに、就職後の職場定着やステップアップに向けたフォローアップを実施
- ・県、労使団体等で構成される中高年世代活躍応援プロジェクトを活用した支援委託事業において、就労意欲の喚起等を目的とした求職者向けの支援として、著名人によるトークショーや企業向けの支援を実施【③】
- ・学生の県内就職促進及び未内定学生への支援として地域関係機関と協働し開催する、「かがわーくフェア」を3月に実施

【①】専門窓口の取組（9月末現在の実績

（チーム支援対象者正社員就職率のみ8月末現在））

	令和6年度	令和7年度
チーム支援対象者正社員就職率	25.2%	47.2%
セミナー開催実績	9回・71人参加	11回・67人参加
ミニ面接開催実績	3回・19人参加	4回・41人参加

【②】高校生企業説明会の開催結果の比較



【③】中高年世代活躍応援イベント



第2 企業の人材確保に向けた支援

6 女性活躍推進に向けた取組促進等

（1）民間企業における女性活躍促進のための支援

- 労働者数301人以上の事業主に対し、男女の賃金の差異に係る情報公表等について、報告徴収等の実施により着実に履行確保
- 香川県においては、女性の就業率50.8%（全国35位）、管理職に占める女性の割合11.3%（全国33位）であり、全国平均以下

＜これまで（今年度上期）の取組＞

- ・おおむね年に1回情報公表を行っていない企業を含めて、報告徴収を9月末までに13件実施したほか、電話督促を実施【①】
- ・改正女性活躍推進法及び女性の活躍推進企業データベース等について、地方公共団体の説明会等で周知し、利用勧奨
- ・報告徴収等で訪問する企業に対し、えるぼし認定を、より一段高い取組を行っている企業に対し、プラチナえるぼし認定を取得勧奨

＜今後の取組＞

- ・引き続き、報告徴収や情報公表の督促等の実施により、法の履行確保及び女性の活躍推進企業データベース等を周知し、利用勧奨
- ・改正女性活躍推進法を周知するため、令和8年2月16日に説明会を開催予定
- ・認定通知書交付式、局長と認定企業の対談を開催する等により認定制度を周知し、女性活躍の機運を醸成【②】
- ・香川県内初のプラチナえるぼし認定企業の誕生に向け、候補企業の発掘及び取得勧奨

【①】男女の賃金の差異の公表状況及び一般事業主行動計画の策定状況（9月末現在）

対象企業数	公表企業数	進捗率
112社	110社 ・更新済み104社 ・未更新6社	公表率 98.2% 更新率 94.5%

※未公表2社は年度途中に把握し、現在公表督促中

【②】えるぼし認定交付式・対談の状況



【③】えるぼし認定状況（全体）

企業規模	301人以上	300人未満
3段階目	10社	13社
2段階目	5社	0社
合計	15社	13社

【④】えるぼし新規認定状況

	令和6年度	令和7年度（9月末現在）
3段階目	6社	4社

企業規模	対象企業数	届出企業数	届出率
301人以上	112社	111社	99.1%
101人～300人	329社	325社	98.8%
100人以下	—	182社	—



第2 企業の人材確保に向けた支援 6 女性活躍推進に向けた取組促進等

(2) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

- 子育て中の女性等を対象とした専門窓口（マザーズコーナー）をしごとプラザ高松、ハローワーク丸亀に設置し、個々のニーズに応じた就職支援を実施【①】
- 地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携して、潜在的求職者に対するアウトリーチ型支援を実施するとともに、ホームページやSNSを活用した情報発信を強化し、利用者増加及び各種支援サービスを周知

<これまで（今年度上期）の取組>

- ・様々な子育ての課題を抱えている求職者に対する、担当者制による就職までのきめ細やかな支援を実施【②】
- ・子育て中の就職活動をサポートする就職支援セミナーを実施
- ・地域の子育て支援拠点や関係機関へ出張相談を実施（8月末現在）【③】
- ・「仕事と子育てが両立しやすい求人」の開拓の実施【④】

【就職件数（9月末現在）：353件】

<今後の取組>

- ・引き続き、地域の子育て支援拠点や関係機関と連携し、アウトリーチ型支援を強化するとともに、ホームページやSNSを活用した情報発信を強化し、利用者増加及び各種支援サービスを周知

【①】コーナーの様子



【②】しごとプラザ高松マザーズコーナーの案内



【③】多度津町出張相談の案内



【④】「仕事と子育てが両立しやすい求人」の開拓求人数（9月末現在）



(1) 相談支援を含む総合的なハラスメント防止対策の推進

- 各種ハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント）について、職場における防止対策が講じられるよう、法の履行確保を図り、働く環境改善を支援
- 企業の理解・準備は着実に進み、ハラスメントに関する社会的認知も広がっているものの、労働相談において、相談件数は高止まり【①】
- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等による法の履行確保
また、顧客等からのカスタマーハラスメントや、学生に対する就活セクシュアルハラスメントなど、令和7年6月11日公布の改正法について、周知を行い、法の履行確保

<これまで（今年度上期）の取組>

- ・相談端緒のハラスメント防止措置を講じていない企業等に対して、年間計画に基づき指導を実施【②】
- ・労使間の紛争について紛争解決援助の制度活用を促し、早期の紛争解決を支援【③】
- ・就活セクシュアルハラスメント等について、県内大学等の労働法制講義（2回）の中で、学生に対して説明
- ・令和7年6月11日公布の改正法について、外部主催を含めて各種説明会等での周知

【①】ハラスメントに関する相談件数

	令和6年度	令和7年度 (9月末現在)
セクシュアルハラスメント	60件	21件
妊娠・出産等ハラスメント	26件	20件
パワー ハラスメント	771件	385件
いじめ・嫌がらせ	424件	221件

【②】企業の指導件数

	令和6年度	令和7年度 (9月末現在)
年間計画数	30件	34件
実績	52件	14件
進捗率	173.3%	41.1%

【③】紛争解決援助制度等件数

	令和6年度	令和7年度 (9月末現在)
セクシュアルハラスメント	2件 (1件)	1件 (1件)
妊娠・出産等ハラスメント	0件	0件
パワー ハラスメント	23件 (2件)	14件 (1件)
いじめ・嫌がらせ	1件 (0件)	7件 (0件)

※（ ）内は、調停の実施件数であり内数

第2 企業の人材確保に向けた支援

8 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

（1）仕事と育児・介護の両立支援

- 男女ともに仕事と育児・介護を両立し、誰もが活躍できる社会を実現するために、令和7年4月より段階的に施行された改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）の周知及び法の履行確保
- 改正育介法や両立支援助成金等について、企業指導や説明会等のあらゆる機会を捉え、周知を実施
- 「くるみん」等の次世代法に基づく認定制度の認知度を高め、認定取得促進を図る取組を実施
- 令和7年4月から創設されている子の出生後一定期間内に被保険者とその配偶者がともに一定期間以上の育児休業を取得した場合に支給する「出生後休業支援給付」及び2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に支給する「育児時短就業給付」について周知を実施

＜これまで（今年度上期）の取組＞

- ・年間計画に基づき計画的な調査を行い、法違反が認められた場合は是正指導等を実施 【①】
- ・香川県と共に改正育介法等オンライン説明会を6回開催し、改正法の説明及び認定企業の事例発表による認定制度の周知に加えて、認定取得奨励及び両立支援助成金等の周知を実施 【②】 【③】
- ・次世代法に基づく認定制度について、積極的な取得奨励および認定取得意欲企業へのフォローアップに取り組んだ結果、令和7年度上期は「くるみん」認定企業として8社、「プラチナくるみん」認定企業として3社を新たに認定（9月末現在） 【④】 【⑤】
- ・今年度から認定企業の認定通知書交付式とともに、局長と認定企業との公開対談を開始し、取組内容や工夫した点等を発信することで認定制度の認知度アップ、認定企業のさらなる取組促進と県内企業への波及効果を期待
- ・各種給付金について、事業主の手続き簡素化などに資するための香川局独自の必要書類チェックリストを作成しHPでの公開、窓口での配布を実施 【⑥】

＜今後の取組＞

- ・企業指導や説明会等のあらゆる機会を捉えた改正法周知及び法の履行確保の継続的な実施
- ・次世代法に基づく一般事業主行動計画策定・届出等義務企業への働きかけの実施による法の履行確保 【⑦】
- ・認定企業の増加促進のための積極的な認定通知書交付式及び労働局長対談を実施し、認定企業事例等の広範な周知の実施 【⑧】
- ・引き続き各種給付金について、事業主及び労働者に対して、局・所が一体となって丁寧な情報発信・周知を展開

第2 企業の人才確保に向けた支援 8 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

(1) 仕事と育児・介護の両立支援

【①】企業への育介法指導件数

	令和6年度	令和7年度 (9月末現在)
年間計画数	40件	81件
実績	41件	57件

【④】次世代法認定状況（全体）

	くるみん	プラチナくるみん
合計	64社	13社

【⑤】次世代法新規認定状況

	令和6年度	令和7年度（9月末現在）
くるみん	6社	8社
プラチナ くるみん	2社	3社

【⑧】認定通知書交付式や局長との対談の様子



【②】オンライン説明会



【③】両立支援等助成金申請件数

コース名	件数		
	令和6年度	令和6年度 上半期	令和7年度 上半期
出生時両立支援コース	37件	20件	16件
介護離職防止支援コース	15件	9件	1件
育児休業等支援コース	101件	47件	34件
育休中等業務代替支援コース	2件	2件	12件
柔軟な働き方選択制度等支援コース (令和6年10月1日新設)	2件	—	0件
不妊治療及び女性の健康課題対応両立 支援コース (令和7年4月1日新設)	—	—	0件

【⑥】香川労働局独自リーフレット



【⑦】次世代法に基づく一般事業主行動計画 策定届出企業数（9月末時点）

	対象企業数	届出企業数	届出率
301人以上	112社	110社	98.2%
101人以上 300人以下	329社	322社	97.9%
100人以下	—	502社	—

第2 企業の人材確保に向けた支援 8 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

(2) 多様な働き方に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

- 人材確保等支援助成金（テレワークコース）の相談・申請があった企業等に対し、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に沿った助言や、テレワーク相談センター及びセミナーの案内、様々な機会を捉えての施策の周知などの支援を実施
- 年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行う等により、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底、計画的付与制度及び時間単位年次有給休暇の導入促進、選択的週休3日制度等の情報提供を実施

<これまで（今年度上期）の取組>

- ・働き方・休み方改善コンサルタントの事業場訪問時に、テレワークの導入支援を実施し、人材確保支援助成金（テレワークコース）の活用を勧奨【①】【②】
- ・年次有給休暇の取得促進について、周知用ポスター及びリーフレットを活用し、地方公共団体及び関係団体へ周知依頼【③】【④】

<今後の取組>

- ・引き続き、局、署所が一体となり、労働局の支援策にかかる広報を展開
- ・地域情報化アドバイザー四国会議にて、人材確保支援助成金（テレワークコース）について説明予定

【①】人材確保等支援助成金（テレワークコース）



【②】働き方・休み方改善コンサルタントの活動状況

	令和6年度	令和6年度 (上半期)	令和7年度 (上半期)
訪問支援実施件数	130件	63件	58件

【④】有給休暇取得促進リーフレット



【③】行政機関及び各種事業者団体等への周知依頼件数

	令和7年度 (上半期)
リーフレット送付件数	62件

令和7年度
香川労働局オリジナル

秋バージョン

第2 企業の人材確保に向けた支援

9 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制

- 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月あたり80時間を超えると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導の実施
- 中小企業等の事業場に対する支援として、各労働基準監督署の「労働時間相談・支援班」による訪問支援の実施
- 令和6年度適用開始業務等（建設業、自動車運転者、医師）に対する「時間外労働の上限規制に関する説明会」の開催

＜これまで（今年度上期）の取組＞

- ・各種情報から長時間労働が疑われる事業場に対し、重点的な監督指導を実施【①】
(令和7年度の長時間労働に係る監督実施事業場数 55事業場（9月末現在）)
- ・中小企業等の事業場に対する支援として、各労働基準監督署の「労働時間相談・支援班」による訪問支援を実施【②】

＜今後の取組＞

- ・引き続き、長時間労働が疑われる事業場に対し、全数、監督指導を実施するとともに、11月の「過労死等防止啓発月間」において、重点監督や局長によるベストプラクティス企業等の過重労働解消キャンペーンを実施
- ・令和6年度適用開始業務等に対する労働時間等説明会を全監督署で計5回実施予定【③】

【①】長時間労働が疑われる事業場に対する令和6年度の監督指導結果

監督指導実施事業場	181事業場
違法な時間外労働があったもの	91事業場
うち時間外労働・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの	55事業場
1か月当たり100時間を超えるもの	39事業場
1か月当たり150時間を超えるもの	9事業場
1か月当たり200時間を超えるもの	4事業場
賃金不払残業があったもの	30事業場
過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	44事業場

【②】訪問支援実施件数（本年度は9月末現在）

	令和6年度	令和7年度
訪問支援実施件数	128件	76件

【③】時間外労働の上限規制に関する説明会を11月～1月に順次開催

対象業種等	説明会開催回数
建設業	2回（12月・1月）
自動車運転者	2回（11月・1月）
医師	1回（11月）

第2 企業の人材確保に向けた支援

9 安全で健康に働くことができる環境づくり

(2) 労働条件の確保・改善対策

- 基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立・定着のため、監督指導等により労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対して司法処分を含め厳正に対処
- 技能実習生等の外国人労働者について、外国人技能実習機構等と連携し、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し違反が認められた場合には出入国在留管理局等への通報を行うとともに、重大・悪質な事案に対して司法処分を含め厳正に対処
- 自動車運転者について、違法な長時間労働等が疑われる事業場に対して的確に監督指導を実施し、運行管理に関する重大な違反の疑いが認められた場合には、地方運輸機関への通報を実施

<これまで（今年度上期）の取組>

- ・基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立・定着のため、定期監督及び申告監督を実施するとともに、重大・悪質な事案に対して司法処分を実施【①】【②】
- ・四国地域の国、県の関係機関等による「技能実習法に係る四国地区地域協議会を7月3日に開催するとともに、技能実習生等に係る労働基準関係法令違反について出入国在留管理局等へ通報を実施【③】
- ・自動車運転者を雇用する事業場に対して監督指導を実施し、運行管理に関する重大な違反の疑いがあるもの等について地方運輸機関へ通報を実施【④】

<今後の取組>

- ・引き続き、申告監督、労働者からの相談・情報に基づく監督を優先して実施するとともに、重大・悪質な事案に対して、司法処分を含め厳正に対処

【①】定期監督及び申告監督の実績（本年度は9月末現在）

	令和6年度	令和7年度
定期監督実施件数	1,132件	381件
申告監督実施件数	199件	92件

【③】出入国在留管理局等への通報等（9月末現在）

出入国在留管理局等への通報件数	8件
出入国在留管理局等からの通報に基づき調査し、回報した件数	38件

【②】重大・悪質な事案に対する司法処分（本年度は9月末現在）

	令和6年度	令和7年度
労働基準法・最低賃金法に係る送検	0件	2件
労働安全衛生法に係る送検件数	4件	4件

【④】四国（香川）運輸（支）局への通報等（9月末現在）

四国（香川）運輸（支）局への通報件数	3件
四国（香川）運輸（支）局からの通報に基づき調査し、回報した件数	1件

第2 企業の人材確保に向けた支援 9 安全で健康に働くことができる環境づくり

（3）労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

- 香川労働局第14次労働災害防止計画に基づく災害防止対策等の取組について周知を実施
- 安全衛生対策に取り組むことが経営や人材確保の観点からもプラスとなることを含め、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組む必要性や意義等について周知啓発を実施

＜これまで（今年度上期）の取組＞

- ・ 6月に各労働基準監督署で開催した全国安全週間周知会（県内7か所）での周知を実施【①】
- ・ 7月に開催した香川産業安全衛生大会（参加者約450名）において周知を行うとともに、積極的に安全衛生対策に取り組む事業場（4事業場）に対して表彰を行い、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことへの周知啓発を実施【②】
- ・ 各種説明会において周知を実施

＜今後の取組＞

- ・ 局、署において、引き続き、あらゆる機会を通じて周知啓発

【①】香川労働局第14次労働災害防止計画の概要

計画の期間

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

8つの重点事項

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑤個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥業種別の労働災害防止対策の推進

製造業、陸上貨物運送事業、建設業

⑦労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧化学物質等による健康障害対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

【②】7月3日開催の香川産業安全衛生大会の様子



第2 企業の人材確保に向けた支援

9 安全で健康に働くことができる環境づくり

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

- 小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、労働者の作業行動に起因する労働災害（行動災害）の労働災害防止対策について、協議会の設置・運営、自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組【①】
- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び「エイジフレンドリー補助金」の周知
- 業種別（製造業、建設業、陸上貨物運送業）の労働災害防止対策の周知・指導の実施【②】

＜これまで（今年度上期）の取組＞

- ・小売業及び介護施設について、多店舗展開している事業場又は関係団体等を構成員とした協議会（+safe協議会）をそれぞれ設置
- ・高年齢労働者の労働災害の増加を踏まえ、高年齢労働者及び業種別の労働災害防止対策として、労働局、各労働基準監督署で実施する各種説明会、監督指導・個別指導等において安全衛生対策の周知・指導を実施

＜今後の取組＞

- ・商業や保健衛生業の労働災害が増加傾向にあることを踏まえ、香川県小売業+safe協議会及び香川県社会福祉業+safe協議会の開催
- ・引き続き、局、署において実施する各種説明会や監督指導・個別指導等にて周知・指導の実施

【①】年代別労働災害発生状況（9月末現在）

	令和6年			令和7年		
	全災害	うち 転倒	うち 動作の 反動等	全災害	うち 転倒	うち 動作の 反動等
20歳未満	12	1	1	18	0	4
20歳～29歳	110	14	17	110	19	7
30歳～39歳	97	10	24	107	13	12
40歳～49歳	153	28	25	151	26	18
50歳～59歳	207	57	24	223	56	25
60歳以上	229	98	23	236	93	19
合計	808	208	114	845	207	85

注：死傷者数は新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除いたもの

【②】香川県内の業種別労働災害発生状況（9月末現在）

	令和6年		令和7年	
業種	死傷者数	コロナ	死傷者数	コロナ
製造業	241 (3)	0	231 (5)	0
建設業	92 (1)	0	98 (3)	0
運輸交通業	121 (1)	0	120 (0)	0
商業	103 (0)	0	129 (0)	0
保健衛生業	80 (0)	214	89 (1)	53
全産業	808 (9)	214	845 (10)	53

注1：死傷者数は新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除いたもの
注2：（ ）内は死亡者数で、死傷者数の内数

注3：赤文字は新型コロナウイルス感染症のり患により被災した労働者数で
外数

第2 企業の人才確保に向けた支援 9 安全で健康に働くことができる環境づくり

（3）労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

- 長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策の指導の実施
 - 産業保健活動の推進のため、香川産業保健総合支援センターが行う研修会や個別支援の利用勧奨の実施
 - 治療と仕事の両立支援に関するガイドラインの周知啓発、香川県地域両立支援推進チームにおける関係者との連携強化、両立支援コーディネーター養成研修の周知・受講勧奨

＜これまで（今年度上期）の取組＞

- ・全国労働衛生週間の準備月間である9月に各労働基準監督署において開催する説明会（県内7か所）において、メンタルヘルス対策、過重労働対策等の周知を図るとともに、香川産業保健総合支援センターと連携しての同センターの利用勧奨、両立支援コーディネーター養成研修の周知・受講勧奨の実施【①】

- ・9月は「職場の健康診断実施強化月間」であることから、全国労働衛生週間の周知に併せて同月間及びその取組である医療保険者との連携等を周知

＜今後の取組＞

- ・10月に香川産業保健総合支援センターと連携した香川健康づくり推進セミナーを開催【②】
 - ・12月に治療と仕事の両立支援を推進するための香川県地域両立支援推進チームの連絡会を開催【③】

① 両立支援コーディネーター養成研修 独自ちらし ② 香川健康づくり推進セミナー 独自ちらし ③ 香川県地域両立支援推進チーム 独自ちらし



第2 企業の人材確保に向けた支援

9 安全で健康に働くことができる環境づくり

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

- 化学物質の自律的管理について、円滑な実施のための周知・指導の実施
- 建築物等の解体・改修作業における石綿ばく露を防止するため、石綿ばく露防止措置の周知・徹底

<これまで（今年度上期）の取組>

- ・各種説明会、監督指導・個別指導において、リーフレットを活用した周知・指導の実施
- ・労働局において、化学物質対策及び石綿ばく露対策に関する自主点検を実施
- ・各労働基準監督署において、香川県及び高松市と連携し、建設リサイクル法に基づくパトロールを6月に実施

<今後の取組>

- ・労働局が実施した自主点検結果に基づき、各労働基準監督署で化学物質及び石綿ばく露防止対策に重点をおいた説明会を実施
- ・各労働基準監督署において、香川県及び高松市と連携し、建設リサイクル法に基づくパトロールを10月に実施
- ・引き続き、各種説明会、監督指導・個別指導において周知・指導の実施

【①】化学物質の自律的管理に関するリーフレット



【②】化学物質の皮膚等障害防止のリーフレット



【③】工作物石綿事前調査者のリーフレット



第2 企業の人材確保に向けた支援

9 安全で健康に働くことができる環境づくり

(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

- 労災保険給付の請求について、標準処理期間内に完結するよう迅速な事務処理を行うとともに、適正に認定
- 特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案について、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進
- 労災保険の窓口業務について、引き続き相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底

<これまで（今年度上期）の取組>

- ・過労死等事案、新型コロナウイルス感染症の請求事案について、認定基準に基づき適切に認定【①】【②】

<今後の取組>

- ・過労死等事案については、組織的な対応を徹底し、認定基準の適切な運用により、的確な労災認定を実施
- ・引き続き、業務に起因して新型コロナウイルスに感染した場合は、労災保険給付の対象となることについて、周知の取り組み

【①】過労死等事案の労災請求及び決定件数（令和7年度は9月末時点）

	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	請求	支給決定	不支給決定									
脳・心臓疾患	1	1	0	3	1	0	3	1	1	5	2	1
精神障害	9	1	6	17	6	5	23	12	8	10	5	6

【②】過労死等事案の請求件数の多い業種 令和4年度～令和7年9月末

脳・心臓疾患

	業種（大分類）	請求件数
1	運輸業、郵便業	5
2	建設業	2

精神障害

	業種（大分類）	請求件数
1	医療、福祉	11
2	卸売業、小売業	8

(1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

- 令和6年11月1日に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法について、フリーランスが安心して働ける環境を整備する必要があるため、ハラスメント防止措置などの就業環境整備を行っていない事業主に対し、調査・是正指導等により法の履行確保
- フリーランスから、委託事業者等との取引上のトラブルについて相談を受けた場合は、弁護士にワンストップで相談できる窓口「フリーランス・トラブル110番」を案内【①】

<これまで（今年度上期）の取組>

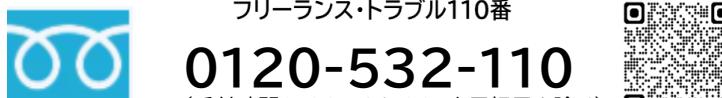
- ・フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知を図るとともに、年間計画に基づき、計画的な調査を行い、法違反を認めた場合は、是正指導等を実施【②】
- ・他法の報告徴収時において、フリーランスとの取引実績の有無を把握し、法制度について説明

<今後の取組>

- ・フリーランスから法違反に関する申出があった場合には、遅滞なく申出内容を聴取し、委託事業者等に対する調査・是正指導等により履行確保
- ・相談や問合せの内容に応じて、労働局所管の事案には適切に対応するとともに、他の行政機関等が所管する事案については、取次ぎを実施【③】

【①】フリーランス・トラブル110番

フリーランスが発注事業者等との取引上のトラブルなど
がある場合に弁護士にワンストップで相談できる窓口



【②】企業への指導件数

	令和6年度	令和7年度 (9月末現在)
年間計画数	5件	50件
実績	5件	25件
進捗率	100.0%	50.0%

【③】法違反行為への対応・申出先行政機関

【公正取引委員会・中小企業庁】

- ・取引条件の明示義務（3条）
- ・期日における報酬支払義務（4条）
- ・受領拒否・報酬の減額等の行為の禁止（5条）
- ・報復行為の禁止（6条3項）

【厚生労働省】

- ・募集情報の的確表示義務（12条）
- ・育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（13条）
- ・ハラスメント対策に係る体制整備義務（14条）
- ・中途解除等の事前予告・理由開示義務（16条）
- ・報復行為の禁止（17条3項）

第3 賃金の引上げに向けた支援

1 事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援の強化

- 生産性向上、正規雇用と非正規雇用の間の公正な待遇の確保、より高い待遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の賃上げを支援するため、業務改善助成金を含めた「賃上げ」支援助成金パッケージについて周知
- 「香川働き方改革推進支援センター」のワンストップ窓口において生産性向上に取り組む事業者等に対する支援を実施【①】

＜これまで（今年度上期）の取組＞

- 賃上げの支援策について、各種助成金のほか、中小企業庁や日本政策金融公庫の支援も盛り込んだリーフレットにより周知【②】
- 労働局所管の各種助成金の利用勧奨及び適正な支給による支援を実施【③】

＜今後の取組＞

- 引き続き、局、署所が一体となり、また、香川働き方改革推進支援センターと連携しつつ、当該パッケージにかかる広報を展開することにより、助成金制度の活用を促進

【①】働き方改革推進支援センター リーフレット

NEXT WORK STYLE 令和7年度 事業場内最低賃金に関する取り組み実施基準 小中企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進助成金
(実行 企画は働き方改革推進センター)

魅力ある職場づくり
お手伝いします



働き方改革全般に関する取り組みを
ワンストップで支援します

- 例えば、
このようないごと
● 企業の実態に適した労働時間制度の提案
● 業種に応じた業務プロセス等の見直し方法
● 利用できる国の助成金の紹介

社会保険労務士があなたの会社を訪問して
「働き方改革」を支援します

相談無料 オンライン
対応可能 秘密厳守

香川働き方改革推進支援センター

受付時間：平日 9:00～17:00

0120-000-849



【②】香川労働局独自リーフレット

事業場の賃上げ
賃金引上げの支援策
香川労働局は事業主の賃さまの賃上げを支援しています！

香川県最低賃金は
令和7年10月18日から
66円UP 時間賃 1,036円

労働者の賃上げのために
業務改善助成金

事業場の賃上げを引き上げ、設備投資を行った中
小企業の一部を助成。

【助成金額】10万円～600万円
【助成率】100%
【申請のポイント】
・賃上げに至る段階内に貢献する設備投資等の計
算が必須
・中企業に利用可能
・申請の際は、賃上げの計画書、賃上げの上昇計
算書等によって提出
・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

働き方改革推進支援助成金

労働時間の見直しや年次有給休暇の取得促進等に取
り組む中小企業事業者に、労働時間の見直しによる
効率化や年次有給休暇の見直しによる効率化等の助成。

【助成金額】基本部分
25万円～120万円
【助成率】6～32万円
【申請のポイント】
・労働時間の見直しや年次有給休暇の計画書が必要
・年次有給休暇の見直しによる効率化等の助成
・助成金は、成形料の支給、賃上げの上昇率、賃
金を引き上げ労働者等により決定
・助成金を実現するための設備投資等を行う

【③】主な助成金の申請件数

	令和6年度	令和6年度 上半期	令和7年度 上半期
業務改善助成金	332件	277件	286件
働き方改革推進支援助成金	86件	69件	32件
キャリアアップ助成金	502件	200件	425件

2 最低賃金制度の適切な運営

- 香川地方最低賃金審議会の円滑な運営
- 改定された香川県最低賃金の周知及び履行確保

＜これまで（今年度上期）の取組＞

- ・ 7月15日、香川地方最低賃金審議会に香川県最低賃金の改正について諮詢を行い、8月20日に同審議会から香川県最低賃金（時間額970円）を66円引上げ1,036円に改正すべきとの答申があり、この答申を踏まえて香川県最低賃金を改正決定（10月18日より発効）
- ・ 改正された香川県最低賃金の履行確保のため、最低賃金の改正について官報公示日（9月18日）より当局ホームページに改正最低賃金を掲載して周知【①】
- ・ 9月18日以降香川県及び県内各市町、求人誌等の発行機関に対して広報誌等への掲載依頼、各種団体や商業施設、教育機関へポスター及びリーフレットを順次送付して周知依頼、最低賃金の減額の特例許可事業場等の個別事業場にリーフレット等を送付して周知を実施【②】【③】

＜今後の取組＞

- ・ 引き続き、局、署所が一体となり、香川県最低賃金の周知に努めるとともに、重点的な監督指導等による履行確保の徹底
- ・ 特定（機械、船舶、電気）最低賃金の改正に向けた香川地方最低賃金審議会の開催と改正決定後の周知を実施【④】

【①】 改正香川県最低賃金
リーフレット（香川局版）



【②】 改正香川県最低賃金
リーフレット（本省版）



【③】 改正香川県最低賃金
リーフレット（ティッシュ用）



【④】 香川県の最低賃金
(特定最低賃金) リーフレット



3 同一労働同一賃金の遵守の徹底

- 同一労働同一賃金の履行を確保するため、効率的な報告徴収を行い、実効性のある是正指導を実施
- 男女の賃金の差異の公表義務が拡大された改正女性活躍推進法の周知を図るとともに、支援策の周知を行うことにより企業の自主的な取組を促進

＜これまで（今年度上期）の取組＞

- 労働基準監督署において同一労働同一賃金に係るチェックリストを回収し、労働局においては、主にチェックリストの内容から問題がある可能性が高い企業について報告徴収の対象とし、効率的な是正指導を実施【①】
- 香川労働局独自リーフレット等により、あらゆる機会を通じ、改正女性活躍推進法及びキャリアアップ助成金等の支援策について積極的な周知を実施【②】

＜今後の取組＞

- 追加の対応として労働基準監督署との連携により集団指導を行い、同一労働同一賃金に係る説明を実施
- 引き続き同一労働同一賃金に係るチェックリストを活用して報告徴収を実施し、あらゆる機会にキャリアアップ助成金等を周知

【①】パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収の実績（9月末現在）

実施事業場	法違反等の内容	助言件数
実施事業場数 84事業場 情報入手件数 129件	労働条件の文書交付に関するもの	23件
	不合理な待遇の禁止に関するもの	9件
	通常の労働者への転換	24件
	措置内容の説明に関するもの	25件
	相談のための体制整備	16件
	事業主に対する援助	84件

※無料のコンサルティングの利用を希望したいと申出のあった企業情報を

香川働き方改革推進支援センターへ情報提供（上半期3件）

【②】香川労働局独自リーフレット等



第3 賃金の引上げに向けた支援

4 賃上げの原資確保に向けた取組

- 「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結した県内関係機関とともに、価格転嫁の円滑化に関する支援情報等や取引上の悩み等の相談窓口の周知及び労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格転嫁することについての機運の醸成の推進【①】
- 中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく、最低賃金・賃金引上げに向けた環境整備等の取組

＜これまで（今年度上期）の取組＞

- 監督指導において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等のリーフレットを配付し、相談窓口等を周知【②】
- 「下請けたたき」等の存在を確認するため、監督指導において、賃金の引き上げの意向を持たない下請事業者等を把握した際、確認シートを配付【③】

＜今後の取組＞

- 引き続き、監督指導や労働時間等説明会において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」及び相談窓口等の周知を行うとともに、下請事業場に「下請けたたき」等に関する存在の確認を実施

【①】価格転嫁の円滑化に関する協定



【②】関係リーフレット



【③】下請けたたきに係る確認シート配付状況（本年度は9月末現在）

	令和6年度	令和7年度
確認シート配付件数	110件	73件